発行所 役 町 編集発行 遠賀町庶務課

遠賀中学校に寄贈

遠 印刷所 冷牟田印刷合資会社 学校に寄贈をうけましたので紙上 をもって報告いたします。 このたび次の各氏より、遠賀中 図書 生徒読物として37冊 遠賀町今古賀 和田清三郎殿 蛇の目足踏ミシン 大阪市東成区 竹森

参議

があります。 世論の指弾はいよいよ厳しいもの 選挙費用と増大する選挙違反に、 を重ねるごとに悪質化し、膨大な 云われながらも、選挙の実態は回 に定着化の方向をたどっていると

から

7月4日執行されます。

第七回参議院議員通常選挙は、

7

月 4

日

は

院

選挙

投

票

日川

今回の選挙は、

国内的には経

民生活に密接な問題を、対外的に

物価問題、ILO問題など国

成人男子の普通選挙制度が確立さ れてから40周年、昭和20年に婦人 75周年にあたり、また大正14年に の衆議院総選挙が行なわれてから 特に本年は、明治23年に第一回

民主々義は、一面においては着実

戦後二十年をむかえたわが国の

る選挙であります。

って極めて重要な時期に行なわれ 問題などをかかえた、わが国にと は日韓問題、緊迫化するベトナム

> 選挙に際し、私たちは、いま一度 年に行なわれる今回の参議院議員 の参政権が認められてから20周年 にあたりますが、この記念すべき べきであります。 「選挙」の意義をじっくり考える

治に対して私たちの意見を充分に 反映させなければならないはずで あり、選挙においても、ただロボ 一人がその主権者である以上、政民主政治においては、国民一人

> ばなければなりません。 と自覚をもって良識ある代表を選 ットのように投票に行くだけでな く、選挙を通じて民主的な住みよ い社会を実現してゆくための認識

の投票日には、主権者として参議 利の行使と義務の履行のための清 院議員選挙の重要性を認識し、 き一票を投じてください

72 ょ り

回臨時会が左記のとおり招集され 次の議案が審議されました。 第二回臨時会 本町議会第二回臨時会及び第三

上程議案 五月十三日招集 会期一日

2 遠賀町議会常任委員長及び副 1遠賀町議会常任委員会委員の 選任について

規則に基言、各常任委員会委員 (1、2の議案は本町議会会議 委員長の選挙について

の任期満了による改選でありま

(1)

第三回臨時会

上程議案 1 遠賀町税条例の一部改正につ 五月二十六日招集 銅一日

税率改正、その他条例の整備を 用四輪車)の税額及び法人税の 行なうもの) (法改正に伴い、軽自動車(乗

3 遠賀町簡易水道給水条例の 2遠賀町一般職職員の給与に関 関し条例の改正をするもの) (本町職員の管理職手当支給に する条例の一部改正について

(水道メーターの町管理に伴い 部改正について

> 条例の改正をするもの) 本町議会常任委員会の 委員構成変る

の委員構成が左記のとおり変り 会に於て、本町議会常任委員会 五月十三日招集の第二回臨時

、総務財政委員 〇中村 (前総務財政委員長) 嘉六 ◎委員長 ○副委員長

〇池浦 仲野 (前総務財政委員)

柴田 (前民生文教委員長) (前民生文教委員) 貫蔵

二、民生文教委員 柴田 (前民生文教委員)

◎重広

〇近松 (前土木経済委員長) 庫義

(前民生文教委員)

松井

毛利 警夫 (前土木経済委員)

有吉 (前土木経済委員) (前総務財政委員) 茂也

三、土木経済委員

◎高崎 (前土木経済委員) 重徳

〇秦 (前土木経済委員) 宝

雄生

柴田 (前民生文教委員)

(前総務財政委員)

(前土木経済委員)

異常気象に対応する 稲作技術対策につ

異常気象に経過する可能性があり り、太陽黒点の周期説から見て、 に新聞・テレビ等で御承知のとお本年の異常気象についてはすで

対策に万全を期していただきたい防除及び災害による減収防止の諸 象はこのあらわれとみられ、この と存じます 病害虫発生子察にもとづく効率的 対応する稲作栽培管理の適正化・ いる現状から、気象環境の変化に 家経済は大半が稲作に依存されてとが考へられます。特に本町の農 傾向は、更に暖候期に持続するこ 本県においても五月下旬の低温現 すでに東北・北海道の冷害、又

苗代管理

絡していますが、一般に軟弱すでに生産組合長を通じて連 苗代初期の管理については、 病害虫の防除など最善を期し 傾向にありますので水管理や て下さい

h

お

ウンカの発生が多く、稲イシツマグロヨコバイ、ヒメトビ (2)病害虫防除 本年は全般的に (1)水管理 ユク病、 を極力撒布して下さい。 度)とし、焼籾がらや焼き土水管理極力浅水(畦溝程 シマハガレ病の多発

> 防の防除を徹底して下さい。 合特に苗代周辺の畦畔や、 除を実施して下さい。この場 なおイモチ病多発地帯及び

(3)水害対策 冠水苗については 次の処置を講じて苗の回復を に混用撒布して下さい。 葉枯病の子防をかねMD乳剤 冠水苗代田にはマイシンを白 畑苗代は水銀乳剤を混用し、

はかります。 (1)葉に泥が附着した場合には 回苗が泥土で埋没した場合に 竹や手で水を引きぎはに葉 苗に附着した泥土を除きまは、水の引ぎは又は退水後 の泥を落します。

い排水方法として晴天高温が 日冠水したものは一時苗代に 植付けて下さい。 おいて回復をまって本田に を少しづつ流し込みます。 する一方、代りの新しい水りますので、古い水を排水 しおれて枯死する恐れがあ 時に排水してしまうと苗が つづくときは、 古い水を一

(4)種子対策 又種子協会の方でも応急種子 の確保をしておいて下さい。 より追播を考慮に入れ、種子 を準備していますので御連絡 水害等の苗不足に

が考へられますので苗代期に

DM乳剤により共同防

和 四 7 年度航空防除 回防除)

ター

一機

ベル四七型ヘリコプ

します。

17

あるツマグロョコバイについては のとおり実施することにしました の効果等考慮して、航空防除を次 は畦畔・堤防等を含めた一斉防除 例年の三倍程度の発生が予想され ます。水稲イシュク病の媒介源で が、今年度は特に異常気象に伴な ので皆様方一層の御協力をお願い ていますし、農家の労働事情、或 ては、御協力を願っております 例年航空防除の実施につきまし 病害虫の多発が憂慮されてい

> (1)防除地域 (2)対象病害虫 水田地域 航空防除計画 イ・ヒメトビウンカ・二化メ 遠賀町・芦屋町の ツマグロヨコバ

第59号

(3)実施期日 延する。 の事情により不能な場合は順 十日まで六日間但し、水害等 七月五日より七月

(4)使用薬剤 ZB粉剤 (CPM C · 五%BHC三·O%)

> 本田初期の管理 (中生種)

込んだ圃場は元肥の量を一 割から五割程度控えて下さ

(1)田植 (2)除草剤の使用 苗本数を少なくして下さい。 田植 苗不足のため一株の挿 注意して下さい 但し粗植にならないように

良苗を植えた水田や、苗の 下さい じやすいので使用をさけて 活着不良のときは薬害を生

回水が不足して田面が露出し 撒布後二日間は水が流動し に、やや深水にすると共に で、やで深水にすると共に ので使用をさけて下さい。 く、又効力も期待しがたい たときは、薬害が出やす 下さい ないよう出入口をふさいで

布を中止し、またPCPに 布を中止し、またPCPに なわないで下さい。

(3)施肥の合理化 布は、薬害をともなうので 良く乾いた後撒布します。

(1)成育の健全化をはかるため 投入を積極的に進めて下さ

(5)使用機種及び台数一西日本空 回本田の元肥は窒素質肥料を あった場合や、レンゲを動 水田前作にナタネを作って一般に控えて下さい。なお

(6)ヘリポー のその他 ヘリポー 裏の埋立地に変更 従来の遠賀中学校より、 但しヘリコプターの繋留地は と同じ場所 トの設置場所 ト別の防除 役場 昨年

注意事項 別途連絡します。

日程は田植の早晩等を考慮し

(1)飲食物・食器類は薬剤のかか らないように注意し、井戸及 び水槽等にはビニール又はセ ロハンにて被いをすること。

(4)病害虫防除

水銀剤の撒布を行います。 病の発生が予想されますので ところによっては、ハイモエ 七月下旬にSB粉剤等の殺虫 除でツマグロヨコバイ・二化七月五日より十日まで航空防 メイ虫の防除を実施した後、 ハイモチ

さい ますので次の措置をとって下 が発生しているものは回復し 後、生葉が生存しており新根 当被害が多いようでも退水 領で行いますが、冠水して相 冠水した水田は苗代と同じ要

した後行います。 上へて稲株がある程度回復 上へて稲株がある程度回復

の撒布が行なえなかったと きは退水後稲の回復をまっ 用します。 て二~三割程度減量して使

け 退水後稲の回復を促すため (は)にとどめます。 量(反当り成分にして一 窒素質肥料を施すときは少

指導係·農協生産課·普及所 については省略します。 に問合せ下さい なお詳細については経済課

◎八月以降の肥培管理や、

がかかった野菜又は家畜の飼3小鳥類は納屋に入れ、又薬剤 ら使用して下さい。 料・牧草等はよく水洗してか

(5)撒布実施中はヘリコプターの (4)撒布後、住居その他必要な簡 所は清掃して下さい。 行方を見きわめ、 薬剤のかか

らぬよう注意をすると共に、 願いします。 一般部外者のヘリポート及び

【別表③】

【表①】

(3)

水防本部機構及び事務分担表



一会計係収入	教 育 長 長 教 助 係	経防 済実 課務 長係	副住災 財民 務 課 長長係	副消水 土防 斯 木 団 課 長長係	庶務 連絡 長係
八 ——収入役外書記	· ——教育委員会	経済課	財住	土 消 木 防 課 団	
—会計一般	-2 教育施設災害応急対策	- 1 排水対策 - 2 災害に対する経済復興対策・	-1応急敷助に関すること -2敷出避難に関すること -5財政措置に関すること	-1水防法に基く警戒及び防禦-13公共土木応急対策	-1各係長への指示伝達に関すること-3各係の綜合統制

但し防災実動係は、水防対策中は連絡員として消防団長の 指揮下に入るものとする。

2必要があれば警鐘信号及びサイ

2 非常事態発生の警鐘及びサイレ 1信号は適宜の時間継続する。 する。 ン信号 水防に用いる信号は次の通りと 【別表①】 【別表②】

ממ

【表③】

の御協力をお願い致します。 策を計画しましたので、町民各位 を期するため、次のとおり水防対 迎え、本町では災害に備えて万全 」遠賀町水防本部の編成 は洪水予報の通知を受けたとき 水防本部の設置及び解散の基準 ての組織構成は別表のとおりと での間遠賀町水防本部内に置く から洪水等の危険が解消するま

避難場所 係 部 落 図面番号 収容人員 遠賀川、今古賀、広渡 木守、別府、千代丸 遠賀中学校 800 山彦保育園 島津、若松、鬼津、道管 2 200 尾崎公民館 尾崎 3 200 虫生津公民館 老良、浅木、虫生津 4 200

(注) 上記計画の実状に応じて変更することあり

【表②】

1300			
種類	説 明	新 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	警戒水位に達した ことを知らせる	〇 休止 〇 休止 〇 休止 (1 点 打)	〇一 休止 〇一 ([5秒)(15秒)(15秒)
第二信号	消防機関に属する 者全員が出動すべ きことを知らせる	(3 点打)	〇一 休止 〇一 (5秒)(6秒)(5秒)
第三信号	町の区域内に居住 するものが水防の 応援に出動すべく ことを知らせる	0-0-0-0 0-0-0-0 0-0-0-0 (4 点打)	〇一 休止 〇一 (10秒)(5秒)(10秒)
第四信号	必要と認める区域 内の居住者に避難 すべきことを知ら せる	乱 打	〇一 休止 〇一 (1分)(5秒)(1分)

いよいよ梅雨、台風シーズンを 昭和40年度 遠賀町水防対策樹立

みんなで災害を防ごう

レン信号を併用する。

3住民の避難及び収容等に関する

を次

の通り関係者の縦覧に供

します。

3風速が10メートルを超すと被害 2風向の変わり方で台風の子報が 1 台風の中心が西側を通ると被害 が大きくなる。

5中心の気圧が低いほど、 合風の前方に前線があると豪雨 と全壊家屋が急増する。 根瓦が飛び、樹木が倒れ被害が がでる。25メートルになると屋 が強くなる。 が降りやすい。 大きくなる。35メートルになる 風や雨

ルギー 水爆の千倍くらいのエネ

強い風が吹き、このときの最大 これを風の息とよび、瞬間的に 自乗に比例するので風が強いと 風速は平均風速(10分間平均) たり、弱くなったりするもので て強い風が吹く、風は強くなっ 場所によって、ある風向に対し きは瞬間的に大きな破壊力を及 (物体に作用する力)は風速の 一・五倍くらいになる。風圧 注意しましよう。 局地的な強風や風の息に

【別表①⑤】

圧倒的に多く、第一位を占める。 2梅雨期間は年によって変動する 1日雨量が一〇〇ミリになると多 をこえると、被害は増大する。 少の被害が発生し、二〇〇ミュ 気象災害を原因別にみると九 り、洪水による大水害を起こす 旬にかけて集中的に豪雨が降 が、末期の6月下旬から7月上 山口県では梅雨によるものが

3窓には板打ちして、

家のまわりを補強しておきまし しっからと

3梅雨期に雷を伴った強い雨が降

ま夜中から早朝にかけて発生し 雨とみなし、また豪雨はたまた ているので、気象情報に充分注

台風、

1ラジオ、テレビでつとめて気象 聞きましょう。 台から発表される新しい情報を

2非常食糧、飲料水、懷中電灯、 ジオ、その他必要なものを用意 応急医薬品、トランジスターラ しておきましょう。

を止め、電気のスイッチを切

いちおう局地的豪

梅雨に対する心得

4水道の断水や井戸が汚れるため どに移しておきましょう。

5浸水に備えて家財道具を2階な 6看板、立札、その他吹き飛ばさ 飲み水をためておきましょう。

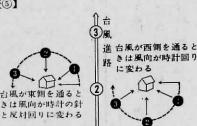
7避難命令が出た時は、次のこと れ、危害を与えるようなものは 家の中に入れておきましょう。 を注意しましょう。 イ家を出る上きは、ガスの元栓

ハ責任者の命令に従うこと。 ロ指示された避難場所に直ちに ること。 避難すること。

【表①】

虱	の	規	模	(

台風の規模 (強さ)					
階級		中心気圧 (ミリバール)	最大風速 (メートル/秒)		
弱	. 63	990 以上	25 未満		
die	7	960 - 989	25 ~ 34		
強	(s	930~959	35~44		
非常	こ強い	900 ~ 929	45 ~ 54		
猛系	烈な	900 以下	55 以上:		



なり、通過と同時に風向が反対に

なって強い風が吹き返すので注意

台風の中心が通る ず風が強くなり

【表⑤】

会」福岡県支部結成さる 全国心臓病の子供を守る

心臓病の子供を守ろう

補充選挙人名簿の縦覧について

6月10日現在で調製した補充選挙人名簿

員会が結成されました。 ます。相当な危険を伴う大手術で うな目標を掲げて運動を進めてい っと大きくし、会員相互にはげま 子供を守る会」福岡県支部運営委 する施策の強化について、次のよ く入会をよびかけ、会をもっとも いわれる心臓病の子供の親達に広 し合い助け合うと共に心臓病に対 支部では今、県内推定五千人と さる五月十八日「全国心臓病の

> いします。 子供を持つ父兄のご協力をおねが を推進して行きますので心臓病の れない。不幸な子供達を救うため なければ平均十三才迄しか生きら いう多額の費用を要し、 に、今後も引続き強力に会の運動 手術をし

Ħ 拡大と強化 心臓病児に対する育成医療の

向上、治療施設の拡充 心臓病児の調査、心臓医学の

医療制度の改善

5 税金の減免措置の拡大 作ること 心臓病児のための特別施設を

保険適用でも30万ないし50万円と

時まで

所

記

遠賀町役場内

遠賀町選挙管理委員会

時 昭和40年6月23 毎日午前8時30分から午後5

H

日し 25

図

95.43

97.44

(5)

6

89.88

85.50

三、公売の方法

競争入札

一、公売物件の名称及び数量

末尾表示のとおり

町有財産(宅地)売却公告

六、

入札保証の金帰属

なお、入会、その他間合せにつ

いては左記に連絡下さい

落札人が売買契約を締結しな

札により売却します。 有財産を次のとおり一般競争入 売却物件

2種目及び数量 1所在 入札場所遠賀町役場 宅地面積六六一坪二七 八区画(区画図参照) 遠賀町字虫生津東町

1入札は昭和40年7月13日 午後3時から

入札及び開札の日時

(区画内の数字は坪数)

東町公民館

すること(7月15日契約)

2開札は入札終了後直ちに行う

四、入札参加申込受付場 五、入札保証金及契約保 所及び日時 遠賀町役場財政係で 7月12日5時まで

証金 ること、なお契約保証金につ 入札保証金として町に納入す 価格の百分の十以上の現金を 入札人は、入札の際入札見積 上の現金を売買契約の際納入 いても落札価格の百分の十以 九

時期 いときは入札保証金は町に帰 売買物件の引渡しの

全国心臓病の子供を守る会

その他の事項

2入札人は、入札当日入札保証 1他人の代理人として入札参加 る委任状を持参すること。 するものは、当該代理を証す

昭和40年7月13日 売買代金完納後速やかに行う 現場説明

北九州市小倉区香春町六丁目

電話 ② 六七九四番

代表運営委員 福岡県支部運営委員会

安部

金及び印鑑を持参すること。

、公売の目的

滞納町税整理のため、差押物件

を公売する。

午後1時現地集合

告示第二三号

昭和四〇年六月一〇日

遠賀町長

小川登一郎

公売公

告

「阿道三号線 1 選川駅 **半津バス停**

> 四三八の一 四、公売の日時及び場所 遠賀郡遠賀町大字鬼津字堂塔寺二 八、その他 六、賈受代金の納付期限及び場所 七、入札資格 五、売却決定の日時及び場所 遠賀町役場 昭和四〇年六月三〇日 賀町役場財務課においで下さい 回農地については農地法第三条 昭和四〇年七月八日 遠賀町役場 昭和四〇年七月八日 遠賀町役場 右の件についての問合せ等は遠 **公電話(加入権)については電** い町税完納者であること。 話料等の完納者であること 公売物件の表示 の適格者であること。 財務課 財務課 財務課 九時

有 分

宅

譲 地 X 间

住

宅

1

2

73.57 坪

72.07

住

3

4

74.88

72.50

一、電話 一、宅地 海老津局一五四番 六拾弐坪

水道条例

0

部が

改正になりました

四類のみ)

今月は、 納期です 町県民税第一期分の

納期限

6月25日

期限内に納めましょう。

されたのでその内容の主な点をお に於て水道条例の一部改正が議決 昭和四〇年五月二十六日の議会

2七月一日より量水器の使用料を 1 給水量は町の量水器により計量 認めないことになります。 することになりました。 したがって個人所有の量水器は

知らせ致します。

左のとおり納付していただくこ とになります 量水器口径 士三粍 使用料月額 四〇円

が

二十年 五〇円

6

3六月一日以降の新設分から量水 になります。 器は町が申込者に貸与致すこと

5量水器の使用者が最善の注意を ります。 もって量水器の管理をしなかっ 者に負担をおかけしなことにな ていただくことになります。 た為に量水器を損失またはき損 した場合はその損害額を弁償し

くことに決定しましたのでお知ら ておりましたが、この分について も二五〇円で買上げさせていただ 水器は無償にて譲渡方御相談致し 買上金の支払いにつきましては

知の上支払い致します。 目下整理中でありますので後日通

水道量水器の 町移管について

お

御相談いたしておりましたが、皆 様の深い御理解と御協力によりま して量水器を町え御譲渡下さいま たことを厚く感謝致します。 先般より関係各部落を巡廻して 尚五年以上経過しております量

/森林害虫等が附着している 皮付松材等の移動禁止について

るようお願いします。 表されましたので、特に留意され ている皮付松材等の移動禁示が公 七号をもって森林害虫等が附着し なお、これに違反した場合は森 五月十五日付福岡県告示第三一

規定に基づき皮付松材および枝条 年法律第五三号)第五条第一項の 御注意下さい。 森林害虫防除員が行なう検査に合 定による罰則を適用されますので (薬剤により駆除措置を行ない、 福岡県告示第三一七号 森林病害虫防除法(昭和二十五

> 格したものを除く)の移動を禁止 昭和四十年五月十五日 福岡県知事職務代理者

ハカミキリムシ科に属する害虫(リゾウムシ科に属する害虫 いキクイムシ科に属する害虫 森林病害虫の種類 から昭和四十一年三月 昭和四十年五月十五日 三十一日まで

り次のように告示する。 する同法第三条第三項の規定によ したので同条第二項において準用 、移動の禁止の区域および期間 福岡県副知事 藤井宏

第59号

林病害虫防除法第一三第一項の規

危 険 取 任

試 験 0 お 5 廿

第一回の危険物取扱主任者試験を 1試験の種類 実施しますのでおしらせします。 福岡県では、 次のとおり本年度

2受験資格 る者 物取扱の実務経験が六月以上あ 学歴は問わないが第四類の危険

試験の方法

所

4六月一日以降の量水器の故障は

町に於て修理取替等を行い使用

乙種危険物取扱主任者試験(第 5試験の日時および場所 4受験申込方法および申込期間 消防災害課および役場消防係ま 月3日までの間に福岡県民生部 円)を添えて、6月14日から7 半身写真二枚)受験料(五百 筆記試験 で申込んでください。 受験者は願書及び必要書類(上 昭和40年7月18日(日) 午前10時(受付9時)

直北北福 方州州岡 市市市市 大 年 田 市 受験地 久留米市京町 直方市西尾 八幡区尾倉町 福岡市西新町 大牟田市黄金町 小倉区三荻野 私立直方学園高等学校 験 県立大牟田南高等学校 県立明善高等学校 尾倉中学校 足立中学校 県立修猷館高等学校 地

6受験準備講習会

直方市 / 28・29日	戸畑区 / 22・23	八幡区 / 16 17 日	小倉区 21 22 11	福岡市 6月26・27日	地域名 期 口
直方市役所	戸畑会館	八幡消防署	田町労働会館	九大医学部講堂	場
方市役所3階会議室			館	講堂	所
,	,	,	,	9時~17時	時間

※詳細については、役場消防係にお尋ね下さい



歳

7月(文月) 6月(水無月) 20 日 25 日 **23**月 1日 28日 21 El 救らいの日 国民安全の 夏至 父の日 博多山笠—櫛田神社祗園 貿易記念日 オリンピックデー 大相撲名古屋場所開幕 花曆 花曆 (花菖蒲) (はす)

20 15 13 日日日 10日 7 2 H 海の記念日、夏土用 盂蘭盆会、中元 二間盆会、中元 12 七夕節句、 半夏生 海開き、 **学投票日** 第7回参議院議員通常選 祭(1日~15日) 小倉太鼓ぎおん(10日~ 山開き(各地) 小暑